

保育園等利用待機児童の考え方について

1. 経緯

保育園（所）、認定こども園等（以下、保育園等という）利用待機児童数については、国から示されている調査要領に基づき結果を報告しており、結果の公表がされています。

ただ、国の調査要領によれば、他に利用可能な保育園等があるにも関わらず特定の保育園等を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数に含めないとしております。他に利用可能な保育園等の一つの例として、立地条件が登園するのに無理がない（例えば、通常の交通手段により、自宅から20分～30分未満での登園が可能など）となっています。

橿原市においては、車での送迎が多いことを基準に考えると、すべての保育園等が自宅から30分未満での登園が可能という判断から、すべての保育園等を入園希望しないと、国の調査要領（基準）の待機児童にはカウントされない運用上の取り扱いを行ってきました。そのため、国の調査要領（基準）に基づく待機児童数は、毎年数名、年度によってはゼロとなっていました。

しかし、橿原市域が比較的コンパクトとはいえ、場所によっては市内全域を通園区域とすることは現実的ではなく、市民が思う待機児童数と大きく乖離する状況でありました。そのため、潜在待機児童となっている状況について調査し、潜在待機となった理由について分析を行い、保育を必要としている状況に応じた児童の人数を把握し、真に保育を必要としている児童が保育園等に入園できるための施策を行っていく必要があります、その考えのもとに解消すべき待機児童数としての整理を行うこととしました。

2. 潜在待機児童の課題を踏まえた考え方の整理

- ① 潜在待機に含まれる転園希望者については、第一希望ではないが、すでに入園しているため待機児童にはカウントしない。
- ② 潜在待機に含まれる保留希望者については、入園の申し込みはしているが、育児休暇を延長する予定であり、入園の予定がないため、待機児童にはカウントしない。
- ③ 1園しか申し込んでいない方は、多数の保育園等の申し込みをしないと入園は難しいと説明した上でも、あえて1園しか申し込んでいない状況から、保育の逼迫度は低いと考えられる。そのため、入園申し込みの際に保育の必要性についての状況を詳しく聞き取っていく必要はあるものの、保育園等に入園するためには、ある一定数以上の保育園等の申し込みを行っていただく必要がある。

3. 待機児童の分類

現行の潜在待機児童の考え方を、真に保育を必要としつつも入園できない実質待機児童、それ以外の待機児童を単純待機児童に分類するという考え方を導入する。その中で、まずは実質待機児童の解消を目指していく。

- ・実質待機児童：3園以上の保育園等を希望し、転園・保留希望を除いた児童

- ・単純待機児童：3園未満の保育園等を希望又は、転園・保留希望の児童

これまで通り入園申込の際には、個々の状況を詳しく聞き取り、しっかりした説明を行いながら、マッチングできるように丁寧な対応を行っていきます。

* 3園以上とする理由

橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画においては、橿原市内を5つのエリアに区分し、公立幼稚園の存置する方向性が示されていることに倣い、5つのエリアを通園範囲ととらえ、5つのそれぞれのエリア内にある保育園等の数を勘案し、概ね3か所以上の保育園等が存在することから、3園としました。